

匝瑳市小規模工事等契約希望者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、匝瑳市が発注する小規模工事等において、市内業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図るために、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）を小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するために、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に規定する随意契約によるもので、かつ、その内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるもののうち、1件の契約金額が工事にあっては130万円以下、修繕等にあっては50万円以下のものとする。

2 小規模工事等は、受注者自らが履行することを原則とし、一括下請けをすることはできない。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録できる者は、市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主で、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人及び被補助人を含む。）又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 匝瑳市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (4) 市税を滞納している者

(登録名簿への登載)

第4条 登録名簿への登載を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

ただし、登録名簿に登載されても小規模工事等の契約を約束するものではない。

- (1) 市税の完納証明書
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録名簿は庁内等に公開するほか、匠瑳市財政課においても閲覧に供するものとする。

3 申請の受付は令和3年4月1日から開始し、以降随時受付を行う。この場合において、申請書の提出先は財政課とし、審査後登録名簿に登録する。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録した事項に変更があったとき又は廃業したときは、遅滞なく小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録名簿に登載された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかに該当することとなった場合

(2) 倒産又は破産した場合

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に違反した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、契約に関し、不正又は不誠実な行為があった場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。